

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3245号)

令和7年7月28日

横情審答申第3245号

令和7年7月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年11月29日総労第17751号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和4年度 下記の一般職員の給与等仕訳書 対象者及び期間 特定職員
暦年 令和4年6月、令和4年12月」及び「令和3年度 下記の一般職員の給与等仕訳書
対象者及び期間 特定職員 暦年 令和4年1月から令和4年3月」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和4年度 下記の一般職員の給与等仕訳書 対象者及び期間 特定職員 暦年 令和4年6月、令和4年12月」及び「令和3年度 下記の一般職員の給与等仕訳書 対象者及び期間 特定職員 暦年 令和4年1月から令和4年3月」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年10月25日付で行った各不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、条例第10条第2項により不開示としたものであって、その理由は、「当該期間については、給与の支給がなく給与等仕訳書は作成しておらず、保有していないため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、該当する文書を開示するよう求める。
- (2) 過去に令和3年12月から令和5年3月までの期間で開示を受けている事実があるため、不開示決定通知書は、請求人に対する虚偽の通知書と言わざるを得ない。
- (3) 横浜市一般職員として在籍状態であると、法令に基づき雇用保険料の徴収があり、横浜市共済組合を脱会していないと、共済掛金、厚生会費等が徴収されるため、給与等仕訳書は、特定職員に交付され、通知されているのは明らかである。

5 審査会の判断

- (1) 一般職員の給与等仕訳書の作成に係る事務について

職員に給与等（給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則（昭和32年6月横浜市規則第40号）第2条第1項に掲げる給料等をいう。）を支給したときは、総務局労務課が同規則第4条に基づき給与等仕訳書を作成し、証書類として保管する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定職員に係る令和4年1月から3月まで並びに同年6月及び12月の期間の給与等に係る給与等仕訳書である。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 特定職員は、当該期間について給与等の支給はなく、給与等仕訳書は作成しておらず、保有していない。

(イ) 審査請求人は、雇用保険料、共済掛金、厚生会費等が徴収されるのであれば、毎月給与等仕訳書が作成され、特定職員に交付される旨を主張する。しかし、特定職員は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用外であり、雇用保険料を負担する必要がない。また、給与等の支給がない場合、共済掛金は払込通知書により払い込むこととなり、厚生会費については会費が免除されていた。したがって、給与等仕訳書を作成する必要がない。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

ウ なお、審査請求人は過去に令和3年12月から令和5年3月までの期間で給与等仕訳書の開示決定を受けている旨を主張するが、当該開示決定を確認したところ、本件対象期間の給与等仕訳書は含まれていなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 11 月 29 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 12 月 26 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 5 月 26 日 (第457回第二部会)	・審議
令 和 7 年 6 月 23 日 (第458回第二部会)	・審議